

第十九回 参議院大蔵委員会會議録第十九号

昭和二十九年三月十六日(火曜日)午後一時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君
理事 藤野 繁雄君
小林 政夫君

委員 青柳 秀夫君
白井 勇君
土田國太郎君
成瀬 幡治君
東 隆君
堀木 鐵三君
平林 太一君

政府委員 大蔵省主税局長 渡辺喜久造君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
常任委員 小田 正義君
会専門員 田村 茂利君
日本鋳業協 会調査部長

参考人

日本鋳業協 会調査部長 田村 茂利君

本日の會議に付した事件

○所得税法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○法人税法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○相続税法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○酒税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○印紙税法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○骨牌税法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○物品税法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○揮発油税法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○国税徴収法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○入場税法(内閣送付)

○しやし織維品の課税に関する法律案 (内閣送付)

○委員(大矢半次郎君) 只今より第十八回の大蔵委員会を開会いたします。所得税法の一部を改正する法律案その他の税制改正関係十四法案を議題といたしまして質疑を行います。

○小林政夫君 予定納税及び予定申告、これについて念のために条を逐つて説明して下さい。

○政府委員(渡辺喜久造君) それでは御説明申し上げます。新旧対照表で御覧願ひましたほうがわかるのじやないかと思ひますが、予定納税及び予定申告という章を新しく作りまして、二十一

してあります。

二十一条におきまして先ず以て予定納税額というものは、どういふふうな金額であるか、そこに書いてござい

すような「前年分の総所得金額に對する所得税に對して第二十六条第一項の規定により確定申告書を提出する義務があつたもの」は先ず第一にどうい

う人が予定納税をしなければならな

か。それは前年におきまして確定申告を提出する義務があつたものとい

うところで先ず抑えまして、同時にその予定納税をします金額は、予定納税基準額の三分の一を現在と同じように七月

一日から三十一日までの第一期、十一月一日から三十日までの第二期、こ

ういうふうな時期に先ず予定納税をして頂く。ただ特別農業所得者の関係につ

きましては、これは現行法におきま

しても十一月と三月の二期に分つておりますので、こ

ういうふうな方々につきましては現在と変えない意味におきまして二

分の一を第二期で納めて頂く。なお三項におきましては計算に端数があつた

場合にはどうするか、これを書いてござ

います。

問題として残りました予定納税基準額とは何かといふことがその次に考

えられるわけでありまして、それを第二

十一條の二に規定してござい

ます。これは結局前年分の総所得金額に對する所得税の税額といふものを一応抑

えると同時に、それから源泉徴収をし

た金額を差引いた額、従ひまして税法

が全然変更がござい

ませんと、去年確

定申告で納めた金額の三分の一づつを

通常の場合には一期、二期で納めて頂

く、こ

ういうことを考へております。

ただ括弧の中にありますように、譲渡

所得、一時所得、雑所得、こ

ういうようなものは必ずしも毎年同じような金

額で出て来るという性格のものでござ

い

ませんので、この分は除いたところ

のもので基準税額を出そう。それから

災害等による減免関係でござ

います。これは災害のあつた年におきま

して免除することになつてござ

います。型年度におきまして災害が繰返される

という

ことは先ず考へないでよからう

というこ

とで、この分は通常の年とし

てやはり計算する。若し不幸にしてそ

の年に災害があら

まれば、それは災

害減免法で新しく措置がとられます

ので、この分は減免することとし

まして、前年の税額の三分の一づつを一、二期で納めて頂く、こ

ういう考へ方になつております。

頂くといふことになつております。

○小林政夫君 前から前年度に医療控除を受けている、医療費の控除を受け

てい

れば、その控除をした分

で納めた税金通りでやるといふことになり

ますか。元に戻すのですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 逆でござ

います。ここに書いてござ

います。は、所得金額を前年にとりまして、尤

も一時所得、譲渡所得、雑所得のもの

は除いて、そうして継続的に繰返され

ると思ひます。所得を中心にして所得

の金額をとりまして、そうして税額を

計算しまして、その中から源泉徴収を

去年された分につきまして、同等額を

所得額から差引く、こ

ういう計算になつております。

○小林政夫君 そんなふう

に読めるかね。そんなこと

はない。

○政府委員(渡辺喜久造君) ちよつと

言ひ間違へまして恐縮でござ

います。医療控除の場合におきましては、医療

費控除をしたもので以て税額をとりま

して、その税額の三分の一といふことになつて

おります。

○小林政夫君 それならよろしい。

○政府委員(渡辺喜久造君) 續いて申

上げ

ます。それで二十一条の二にお

きま

しては、一応これは現在もござ

いますので、一応置いた規定でござ

います。が、現行法におきましては、二十一

條の二

の13にござ

います。「物価変動の状

況等を勘案して必要がある

と認める場合において、前

年分の総所得金額に

乗すべき調整比率を定める

ことができ

ます。

第六部

大蔵委員会會議録第十九号

昭和二十九年三月十六日

【参議院】

一

る「これは法律で定めなければならぬ事項でございます、この規定を残すべきかどうか、いろいろ検討してみたいのですが、現行法にもございまして、一応残してもよろうというので、残した次第でございます。

以上申し上げたのがその全体のアウトラインでございますが、それじや予定納税基準額というものにおいて、いつの時期においてどう判定して行くか。例えば特別農業所得者という判定のもの如何ということが当然問題になりますので、そこに二十一条の三という規定を作りまして、五月一日現在で以て、一応「二十六条第一項の規定により確定申告書提出する義務があつたかどうかの判定」、特別農業所得者であつたことは五月一日で以てきめる。

それからこれはまあ税額に争いがあつた場合に、実は起きる問題でございますが、御本人は納税義務なしとして確定申告を出しにならなかつた、税務署のほうでこれは納税義務ありとして決定をした、それに対して再調査或いは審査の請求があつた、まあこういうふうな場合におきましては、前年におきまして確定申告を出す義務があつたか否かという点がまだ争ひになつておりますが、一応やはりそれにつきましては、或る程度の線を引いておかなければならぬ。で、現在できるだけ六月一日前に事務を処理するといふことは考えておりますが、問題が残る場合も考えられますので、これは六月一日現在で一応その間のことはきめるといつたような問題があるわけでありまして、そこに「予定納税基準額等の判定の時期」という問題をおいたわけでございます。

そういうようにいたしましたして、一応納税基準額がきまると、これをやはり納税者のかたに御通知申し上げよう、これはまあ考え方といたしましては、法律の規定によつてこういう条件が備わりますれば、当然納税義務が生ずるといふ考え方、法制を組立つておりますが、併し、といつて現在のうちに予定申告の制度でも違ひますから、納税者としては一体自分の税金がどうなつてゐるかという点が法律上きまつてゐるとは言ひましても、直ぐにわかりにくいだらう。そこで税務署としましては、一応仕事として全部税率等を計算いたしまして、納税義務者のかたにお知らせ申上げる、これが二十一条の四の規定でございます。

それから二十一条の五は、特別農業所得者の申請となつておりますが、これは先ほど言ひましたように、五月一日の現況において新しく特別農業所得者になられる方もございまして、一応こういうかたは納税の關係が大部分變つて来るわけでございますから、今度新しく特別農業所得者であるといふわけのかたには一応申請をして頂きたい。税務署のほうではちよつとそこまですわかりかねますから、一応申請をして頂きますして、そうしてこの六月一日の現況による納税基準額の通知に、これは通知すべきものや否やといつたような意味のことを、間に合うように一応申請をして頂きたい。これが二十一条の五の規定であります。

ものを考えるを得ない。現在におきましても予定申告の所得金額は前年の所得金額を下らないといふことを原則にしておきまして、併し特別な事情がありましてそれを下る場合においては減額の申請ができるということになつておりますので、それと同じような意味におきまして、予定納税額をそのまゝで以て納付して頂くのは、これはどこまでも原則であります。併し特殊な事情のある場合におきましては、そこに減額の申請の余地を当然考えるべきじやないか、それが二十二条でございます。この場合におきましては、申請を待ちまして、政府のほうで以て一応の承認をいたしますれば、その承認を受けた金額の三分の一相当額を納めればよい、こういうことになるわけあります。

二十二条の二はこの減額申請の手續を一応規定しております。減額申請は原則として六月三十日までに出して頂くことになるわけでありまして、尤も特別農業所得者の場合はこれは十月の三十一日まで、ただ今度は六月一日の現況で六月末に出して頂くのですが、今度は六月二日から七月一日までの間に、災害とか或いは事業の廃止とかいふことがございまして、これはもう前の申請では間に合いませんので、こういう場合は七月一日の現況によりまして七月の十五日までに出して頂く。それから政府のほうにいたしましたしては、なお、政府のほうで以てその税額通知によつて、納税者のほうが減額申請とかさうした動き方をして頂く、それまではまあ一応納税者としてもおわかりにならんでしようから、動き出すことを強いて要請しない

という意味におきまして、六月三十日までには税額通知が行かなかつた場合におきましては、減額修正の期限も一応延期されるというような規定を四項に書いてあるわけでありまして。

それで二十二条の三におきましては、減額申請がございしたらば、これを認める、或いはその一部承認の意図におきまして申告納税見積額を、一部御本人はまあ百のものが五十になつたとおしやいまして、税務署のほうで、いや、それは八十だと認める場合がある、いや、これは理由がないとして却下することがあるというものが二十二条の三であります。その二項におきましては、一応承認を予えなければならぬ条件をそこに幾つか列挙してございまして。例えば事業の全部又は一部の廃止、休止、転換とか、或いは災害とかその他の理由によりまして、申告納税見積額が予定納税基準額の七割以下になる場合、これは現在では所得で八割になつておりますが、今度は税額でつておりますので、税額の割合には果進のようなことになつておりますので、大体これが所得の八割と一応見合つておるといふ考え方でおります。この場合には、先ほど申しましたように一応通知することにございまして、承認を受けられれば、減額された金額によりまして納めることができると。まあそれが一応の普通の場合でございますが、ただ前年度におきまして納税義務、確定申告の申告義務がなかつたといふ人は、それでは全然この予定納税のほうには入りませんが、放つておいていいかという点になります。と、いろいろ問題もございまして、前年度におきましては事業を余りやつ

ていなかった、従つて確定申告義務もなかつたが、今度新しく一応仕事を始めたといふことによりまして、今年においては相当のやはり所得もあり、税金を納める必要もあらう、こういうかたが考えられるわけでありまして。こういう方を確定申告のときだけに全部時期を譲つてしまふのも如何かと思われまして、それで予定申告という制度を極めて例外的ではあります。併し、一応残してございまして。それが二十三条の規定でございます。それから予定申告の場合におきましては、大体現行と同じように予定申告による納税をして頂く、二十三条の二でございます。それから予定申告につきましての更正決定といふことも、一応現行通り大体考へておる。同時にこの予定申告にかかると更正又は決定による納税といふものも現行と同じように考へております。それで予定申告は大体新規開業とか、新しく当然所得が生れるのであらうという場合にだけ一応義務付けております。まあ納税者の立場からいたしましても、確定申告のときだけに急に大きな税額を払うよりも、むしろ予定申告のときから大体所得の増加が見込まれ、従つてそれによる税金をあらかじめ払つておきたいという気持ちのかたもやはりないこともないと思ひますので、従ひましてこういう方々におきましては、特に義務として予定申告をして頂かなければならぬという規定は置いておりませんが、併しそういう方々が予定申告をすることが出来る余地を残しておくべきではないか。それが二十三条の三項、四項、それがその規定になつております。大体その場合における納税は義務としての場合と同じで

あります。で、この分につきましては更正決定といったようなことは別に考えておりません。義務付けられた人に対する分だけ更生決定の制度を置いておきます。義務付けられないで自発的にお出し願う余地があり、従つてそれによつて出されて来たかたの分は今更正決定とか何とかがましいことは考えない。これは専ら納税者の意思を尊重したところで以てやつて行こう。それで全部の關係は確定申告の機会におきまして全部清算がされますから、任意の場合におきましては更正決定とかそういうことは考えない。義務付けられた場合におきましては、やはり更正決定というのを考えなければならぬまいと、こういう考えから出ております。

それから一応七月の第一期におきましては、大体前年度と同じ程度の所得がある、従つてその三分の一を納める、これにまあ異論がなかつた。ところがその後の状況の変化によりまして、どうも今年の所得全体は相当減るという見通しが考えられる場合がある。例えば八月、九月の時期におきまして、營業をやめられるといったようなことが考えられる。その場合に七月に減額申請をなかつたので、同時にその機会がなくつてしまつたから、そういう特殊の事情がありまして、七月で一応もう勝負がついてしまつた。二期はそれに應じてやはり前通り申告しなければならぬ、納税しなければならぬというふうに放つておきます。その他の条件が満たされれば、税金の還付という問題が出るわけであり

が起きた場合におきましては、第二期の納税の場合におきまして、改めて予定納税額の更正が請求できる。それで一応の条件は付けてございしますが、一定の条件の下に予定納税額が減るのが至当であるというときには、二期で以て一応相当の減額をする、更正決定をするというのが第二十五条の規定でございします。

二十五条の二は、これは丁度予定納税の場合におきまして、今年の税金が相当減るなければならぬ、減るだらうという場合に、予定申告の制度を置いておいた、あれと同じ意味におきまして、七月のときにはそれほど思つていなかったが、その後の情勢の変化によりまして、どうも相当のやうに所得が減るだらう、従つて税額も減るだらう、この場合におきましては、現行法におきましても修正申告ができる。この途を開いておきます。これが第二十五条の二でございします。先ほど申した任意の申告ということになつておりますから、この分につきましては更生というものは別に考えておきません。

それから第四節で一応「予定納税に關する通則」といたしまして「予定納税額の納期限等の延期」これは現在もございしますが、通信、交通その他の状況によりやむを得ない事由があるときは所定の期限を延期することができ、これは命令の定めるところにより、延期することができ、これは一般的に適用する規定でございまして、一つの地方に災害があつて交通が相当遮断されたといつたような場合におきまして、従来も幾くたびかこういう適用をしておりますが、やはりこの余地を残しておきたい。

それから第二十五条の四でございしますが、雑損控除、医療費控除、それから扶養控除、こうしたものはいずれも従来から申告書に記載することになつておりましたが、これは予定申告の義務がある人が予定申告書にこういうことの記載をしなかつたというときは、これはやはり確定申告の場合に又改めてそのときの問題になりますが、予定申告納税額からの控除はしない。これは税務署のほうでもとても調査がしきれませんし、これは適用しない。

それから第二十五条の五は、これは国税徴収法とまあ連絡の橋掛けの規定でございしますが、納税期限までに完納しないときは九条の規定によつて督促をし、それから督促でなお納まらなければ差押えとか、そういう手段が出て来るというわけでございます。それからなお差押えはいたしますが、予定納税或いは予定申告による納税の分につきましては、公売処分といったようなことは、これは差押えよう、これは現行法でもそうなつておりますが、今度の場合におきましても事柄は同じでございます。何分予定でございしますので、差押えなら一応租税財産の確保という程度でございします。公売処分になりますと相当財産にも大きく響きますので、確定申告後ならば、これもやむを得ない手段だと思ひますが、予定納税額の場合は、公売のようなときは、これはちよつと差押えたほうがよからう、これは現行法の考え方と同じでございます。

○小林政夫君 その点国税徴収法の第三十一条六第二項、第五項但書と關連するんですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 今のこの二項との關係でございしますが、現行の国税徴収法におきましては、その三十一條ノ六の第五項でございしますが、そこに但書を置きました。「所得税法第三十條、第三十一條若ハ第三十三條第二項」括弧書きでございまして、「若ハ第四項」依り納付シタル所得税額又ハ法人税法」云々といつたような規定を置きました。予定納税分が過誤納になるときは、いつ頃から過誤納になるか、これは考え方が幾つもあるものでありまして、幾つもの誤りがあるか、少くとも二つあるわけですね。この確定申告で以て、一応そのかたの納税義務はつきりきます。従つて確定申告書までの間は予定納税の額が一応法律通り納められている場合におきましては、確定申告書で以て、その人の額が予定納税額以下であるということが確定したとき、そのときから過誤納になる、こういう考え方も実は一つございします。それは少し無理じやないか、やつぱり遡つて納めたときから過誤納になる、こう考えるべきじやないか。これは主として還付加算金の問題と結び付くのですが、現行法におきましては、それが納めたときから還付加算金を付けることになつておりますが、それで中々いろいろ議論したのでございします。もう一つ議論したのでございします。大体納税者の利益を中心にして、納めたときから従来還付加算金を付けておる。それはこの機会に、いろいろ考え方もあり、随分実は中では議論したのでございしますが、確定申告のときに切るのも少しどうだろうか。やはり前と同じように納めたときから還付加算金を付ける、こういう考え方で行つたほうがいいのじやないだろうか。それで

そのように法文を整理したのでございしますが、この国税徴収法の但し書の規定は、所得税法とか法人税法とか、それぞれて分れておるものを国税徴収法に集めて書いたものであります。国税徴収法の体裁からいいますと、これらのことはむしろそれ／＼の税法に書くほうがはつきりするのじやないだろうか。その意味におきまして、国税徴収法からはこの但し書の規定を抜きまして、それを所得税法のほうに入れた。そして所得税のほうでその關係がわかるようにと、こういう意味で只今の改正は一応できてゐるわけでありま

○小林政夫君 前に通りませんが、二十一条の二でですね、予定納税基準額で、この差引き源泉徴収されたものはやはり同じ年の源泉徴収された税額です。ね。

○政府委員(渡辺喜久造君) この予定納税額を算出した基礎になりまして、その所得額、それと対応する源泉徴収額、こういうつもりであります。

○成瀬權治君 ちよつと物品税に絡んでお尋ねしておきますが、今度この物品税を改正されて、而も法律の附則のほうの九項乃至十項に絡んで、これでどのぐらゐの増徴される予定をされておりますか。

○政府委員(渡辺喜久造君) ストック課税の分だけ特に計算してございませうが、大体ストック課税の分を加えて、それ／＼の品目につきまして、大体これくらいの増税が期待できるのじやないかというふうな計算をしておりますので、ストック課税の金額だけを特に抜き出した計算はちよつとございませうが、總額をいたしましては、ス

三

トツク課税の分、それから本年の分とを加えて、総額で十億程度の増徴を予定しております。

○成瀬権治君 こういう税のとり方は、税率を上げれば又とつて行く、下げれば返して行く、こういうのが原則であらうという事は私もよくわかるのです。そこで今までは私どものほうで、シャープ勧告以来やつておいでになつたこと、例えば織物消費税がなくなつたときに、返さずにおいでになつてゐる。それから酒税の場合には、これは返しておいでになる。今度の場合にはどうだろうか。併し前の物品税改正をされた場合には全然返しておいでにならない。どうも首尾一貫がしておられないように思うのですが、何かそういう点で、非常に首尾一貫しておるのだと、そういうふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(渡辺喜久造君) どうもまあずつと理詰めに御質問願いますと、私のほうも必ずしも首尾一貫してないというふうには考えざるを得ないと思ひますが、考え方といたしましては、これは上げたときはストツク得課税をし、下げたときは返すというふうなことは当然出て来ると思ひます。課税物品によりまして、必ずしも下げたときの関係でございしますが、課税関係が、そういうふうになりますと、どうそこに残つていたかというふうな点がなか／＼調査もわからない。非常にわかりにくい場合がかなりございしますものだから、従つてその意味の場合におきまして、下げた場合におきまして、一々これを返すということも困難であらうかというので、一応返すという筋を特にとらなかつた。物品

税などにおきましてその事例が多うございしますが、理論的に言いますと、ちよつと問題があるうと思ひますが、ただまあ実行の上から見まして、なかなかその場合に返さずという事案がございしますから、殆んど返さず、そのまゝあつた。これは商品の値段の上におきまして、公定価格のような制度が片方にございしますと、どうしても理詰めに詰めて行かぬや理窟は合わないわけにございしますが、必ずしもそうでない場合もございしますが、原則としてそうでない、酒のような場合になりますと、公定価格の制度がございしますと、そうしてやはり税金が下がれば、その酒の値段も下げなざるならん、こういうことになりまして、若し税金を返さない酒があり、又片方に安い税金の酒がある、こういうことになりまして、なか／＼公定価格制度というものがうま／＼行かんのですから、その点もやはり整理する意味におきまして、酒のような場合におきましては、どうしても辻褄をはつきりさせなざるならんのでございしますが、そうでない場合におきましては、かなり実行上困難もあるものでございしますから、過去におきまして、そういうことはやらずに済まして来たということは事実あると思ひます。

○成瀬権治君 酒の場合は公定相場があつたから、返すとは返さない。どうもあなたは、何というか、理詰めにやないか、理窟で押されたら困る、だからそこらへんで、というところはわかるけれども、併し実際返しておられるのだから、あなたのようにならざる理窟でいへば、物品税の公定相場がな

上るわけですが、増徴するのだといつても、私はそういう理窟は増徴する場合にはやつぱり同じような理窟で成り立つと思ふのですから、今後、過去のことは別として、今後です、やつぱりこういう物品税なんかは、税率の改正は私は行われると思ふのです。原則としてあなたのほうはどういうつもりでおいでになるのですか。公定価格だけそういふことをやるのか、あとはいつでも増徴の場合だけとつて、下げた場合にはそのまゝにするのだ、そういう原則ですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 考え方としては、酒の場合におきましては、一応製造場、醸造場等に戻して頂きまして、一遍出た酒を……。そして新しい下つた税率で以てもう一遍出す。こういう手續を踏むことによりまして、一応実質的に税率の下つただけ税金が帰つて行く、こういう制度になつてゐるわけにございしますが、これと同じような制度が使える場合におきましては考へてもいいと思つておりますが、こういうストツク課税の問題は、どちらかと申しますと、或る程度こういうことを考へませんと、まあ増税の時期におきまして、買溜とか買進みが非常に多く、大分投機の対象になる、こういうことも考へられまして、市場が相当暴落することも考へられるのじやないか。こういうたような考へ方から、従来原則としてはつとやつて来たのですが、ただ課税の対象に物品税のようなものが入つて参りました、その物品税の課税関係におきましては、必ずしも酒とかさういふものほど課税関係が一から十まで嚴重に行つていなかったという点も実はあるのだ

はないかと思ひますが、課税の税率を下げます場合におきまして、それをも一遍製造場へ戻し、それが納まつていたかいなかったかということが、相当やはり確認されないと、納めなかつた税を返すといふことになつて、これもよほど問題がおかしくなりまして、どうしても一応納まつた税であつたので、どうしても一応納まつた税であつたといふことを確認しなければならぬ。その場合は製造場へ返して頂かなければならぬといふことになるのでございまして、そういうふうな税を納めたことが相当確認できる場合におきましては、これは税率を下げた場合に、税金を返すといふような問題も考へるべきじやないか。ただこれはなか／＼から十までそういうこともむづかしいのではなからうかというので、これは相当私どものほうとしましても考へてみなければならぬ問題だらうと思ひます。

○成瀬権治君 今度の、簡単にいつて、例えば時計なら時計に例をとつた場合に、非常にあの業者の人たちが何といひますか、やり繰りが非常にうまく行つてゐるといふときには、私は案外スミースに行くかも知れんと思ふのです。それは例えば織物消費税のような場合に例をとると、あの人たちが不景気になつたときには、又議員立法であつたから、あなたの場合があると思ひますからして、あなたのほうは、原則としてこういうもの、私は原則はやはり返すべきものは返す、とるべきものはとるのだ、あなたがおつしやるように、これが前に税金がつてあるか、本当にとつてないかといふことはわからんというが、やはりとつてあるといふのが原則だと私は思ふのです。税率が

あつて実物品率をとつておるのですから、どういふ原則だかといふことを私はあなたのほうとしてきめておいて頂かんと、運動したところだけやつて、どうも大蔵省に對して働きかけの弱かつたところだけ据置だといふやうなふうには受取るから、そこで私はやつぱり原則はどうかといふことだけはつきりしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(渡辺喜久造君) 原則はどうかといふ点になりますと、これもちよつと、例えば公定価格制度のようなものがあるときは、これはもう当然返さなければならぬといふ問題が私は出て来るのじやないか。そういう公定価格制度のようなものがないとき、税率を下げるという場合に、税金をどこまで返さなければならぬか。これにつきましては私は必ずしも原則はこうだと切らなければならぬかどうか、実は疑問を持つております。結構、前の税金のかかつたところで売切れて行くことになるのか、或いは要するに税金が下つたから当然値段が下るのか、そのときの商況で大分違ふと思ひますけれども、はつきり返さなければならぬ場合は、これは先ほど言つたように、公定価格のような場合には当然考へなければならぬと思ひますが、その他の場合には是非返さなければならぬかどうかといふ点は、具体的にその税自体を考へて、最後の結論をつけて行かなければならぬのではないかと、かように考へております。

○成瀬権治君 これは意見に若干なると思ひますが、あなたがさういふやうにばやかしして来ると、何か大蔵省と絶えず接触のあるやうなところは、或いは実情を訴へられておるやうなところ

はありませんか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 私には中村重喜氏がここで証言なすつた場合の、大きな会社の実効税率が二十だというのがどういう根拠に出ているか、私は非常に疑つております。私のほうで今調べた数字を簡単に申し上げたいと思いますが、特別措置法でいろいろな措置を講じておりますが、その各種積立金を、これは二十八年度中に積立ててある額が千二百三十六億、これは小林委員の御要求がございましたので、資料として提出するつもりでございますが、千二百三十六億でございます。この中で大きな額のことを拾つて参りますと、貸倒準備金は二百六十四億、それから退職給与引当金が五百二十八億、価格変動準備金が二百九十三億、これが一番大口の分でございます。これは或る意味において税法理論から、こういうものを積立金に認めていいじやないかということが相当いえる問題だと我々は思つております。で、必ずしも産業保護政策だけという見地から出て来る問題じやなく、貸倒準備金を或る程度積んでおくことは、これは貸倒れが出たときには当然損金に入れるべきものでございますが、それを或る程度準備金としてしておく。いろいろ議論がありますが、それは單なる経済政策から出ている問題じやないと同時に、一番大口の分は、これは現在の制度からいいまして、何も大きな会社だけに許されている制度ではございませんで、中小企業にも当然これは利用できるところでございますし、現在相当利用なさつていらつしやる。退職給与引当金等につきましては、最初の法令の規定でございますと、十人未満の会社

の場合においてはちよつと積立てできないようになっておりましたが、これは昨年直しまして、小さな会社でも積立て得るようになっていたわけですか。……あと千二百三十六億の中であらう。今申しましたのは一番大きなもので、そのほかにもあります。が、洪水準備金、これは電力会社の関係でございますが、電力会社が年によりにまして洪水であることもあれば洪水であることもある、洪水のときは赤字になり、洪水のときは赤字になる。これは電気事業法の関係で強制的に積立てしてあります。洪水期に備えまして、洪水期の場合に、利益が出たから全部税金を払えといつて、この四割二分なり或いは地方税を入れれば半分の課税してしまふと、洪水のときの問題がそこに出て来るわけでございます。従つてこういうふうな強制的に積立てして行くものを一応税の外へ置く、免税して行くといふものでございます。それから違約損失準備金四億、これは取引所の関係で、取引所の取扱手数料の中で、その一部を違約損失の準備金に充てて行く、これは四億。それから異常災害準備金という制度、これは三十七億。これは保険会社の制度でございます。火災保険のほうで、火災保険は御承知のように料率に従つて一応の保険料率が出ているわけなんです。その場合一部異常災害を予定したしまして、或る程度保険料率にプラス・アルファを付けて行く。こういうものはやはりそう毎年大災害が出て来るものではございませんで、まあ特異な年に出て来る。これも毎年その年に異常損失がなかつたからといつて、直ぐ利益に計上するの

もどうであらうというので、これが課税の外においてある。それから特別修繕引当金十二億、これは修繕とか、そういうふうな関係が主でございますが、五年経ちますと、当然一回耐火煉瓦の全部の修繕もしなければならぬ。五年目にここでござつて大きな金が出て来るわけでございますが、それが毎年一度使つておきますので、最後の五年に取替期が来る。これはいわば各種の減価償却と同じような考え方、この積立を認めて行く。それから輸出のキャンセル準備金の関係が三億、それから輸出のための特別控除、これはこの前御審議願ひましたが、これが四十億、輸出促進のために商社が百分の一、メーカーが百分の三、こういうふうに見て参りますと、千二百三十三億と相当大きな額になつておりますが、その中で千億以上は貸倒準備金と退職給与引当金と価格変動準備金、こういうものが占めておるわけでございます。必ずしも私は経済政策的な観点でだけ、こういう制度が説明されるもので、それ以外には説明されないといふものと思つておりませんし、又同時にこういうことによつて受けるフエーヴアが、専ら大企業だけに集中しておるものであつて、中小企業はこれは受けられないものだといふことも、その性格から見て、そうだと考へて、我々経済政策の上から見まして、税金を或る程度免除するようないふことはできるだけ限定したものに限りた。それも同時に効果が国民全体にフエーヴアを与えるように限定したい、こう考へておるわけで、従つてたまたまその利益を受けるのが大企業

だけとしましても、狙いは国民経済全体のためになるものでなければならぬ、こう考へて、まあ確かにそういう意味のものが幾つかあります。併しそれが非常に大会社の負担を大きく軽減しているといふふうに考へるのは、ちよつと如何かと、かように考へております。

○小林政夫君 関連して。今の提出された資料についてはちよつと見せてもらったのですが、租税特別措置法による法定償却の五割増、償却及び企業合理化促進法による特別償却による減取分が、今の何か落ちていくといふことで、これを至急に追加計算をしてもらいたいと思ひます。まあそういう資料が揃つて私も意見を申したいと思ひますが、ただその前に、この中小企業庁で試算をしたところによると、銀行が標本会社が五つです。それに対してまだこの試算には、私の言つたような特別償却も入れてありますが、まあいろいろ／＼な今読み上げられた減免措置に併せて、私が先ほど追加した二つの特別償却による減を入れて、銀行五社、標本会社五社の実効税率が二・五%、それから電力八社で二・四%、石炭五社で二・七%、鉄鋼九社で二・九%、ガラス二社で二・九%、八%、製紙三社で三・四%、六%、化学肥料六社で三・五%、海運二社で四・〇%、造船十五社で三・六%、八%、こういう具体的にはその会社をつかまえて、恐らく考課状で積算したと思うのですが、実効税率がそういうふうになつておる。恐らく我々もそう思つておつたのですけれども、銀行の実効税率が一番低いのです。二・五%、こういう一つの事例が出てくる。だから、実効税率が殆

んど二〇%に近いといふことは、この前の公述のあなたが間違ひじゃない。いろいろ／＼これはかねてからあなたとは議論をしておることは、一応あとで十分にやりますが、最近とみにそういう声が強くなつていくし、一般的に税理論からしてやつても当然だと言ひながら、実際にいへば、中小企業においてはそういうものをやる経理能力等から考へて、なか／＼あつても、減免措置を受けられるという状態になつておつても、それが利用できない。こういう實際問題と考へ併せて、かなり税法が複雑になつて、税法簡素化の点からいつても、特別減免措置を拡充するよりも、一般税率を減減して行くほうがベターではないか。まあ、前は局長もおおむね私の意見には賛成であつたはずなんですけれども、今日はえらい迫力が強いようですが、(笑聲)どうです。

○政府委員(渡辺喜久造君) 私の税の立場から申すれば、そうした経済政策の意味から来る特別減免といふものは、余ほど厳格に考へて行かないとおかしいじゃないか。税金を免除するとは、これは若し税金を免除しなければ結局入つて来るのですし、丁度補助金を片方でやると似たり寄つたりですから、歳出を出すときに非常に厳格に考へると同じような意味におきまして、減免の場合も相当厳格に考へるべきじゃないかと考へておりますが、ただ今お話をいたしました二十幾つかといふような数字は、これは先ほどちよつと触れましたが、貸倒準備金とか引当金、或いは価格変動準備金、こういうようなものが、一応制度がなかつ

たものとして、これを恐らく所得に積立てていけば、これを全部所得なりとして片方で考へて、そして現実に納めた税金を分子に考へて、そして実効税率云々といふふうな御議論になつていくのじゃないかと思ひますが、貸倒準備金とか退職積立金とか、或いは価格変動準備金、これはまあ一応いろいろ議論はございます。価格変動準備金については申しますれば、現に認めておる制度よりも、今度多少むしろ緩くしようといふふうな改正案を御提出してございまして、これは実はシャープ改正前におきましては、価格変動準備金という特殊な名前は使つておりませんでしたけれども、一応そこで会社が評価減することをずつと日本の税法では認めて来ていたのです。それで結局まあこれは会社の財産といふものを、どの程度に評価すべきかという御資産の評価問題でございます。これがむしろシャープの勧告によりまして、実はどちらかと言ひますと、厳格になりまして、それ以前におきましては、時価が取得価格か、いづれか低いほうの九割まで会社は評価してよろしい、評価を降してもよろしい。まあ、いろいろ物価の変動もありませんから、いふので、認めて来ていた。それが価格変動準備金ができる機会におきまして、時価の九割まで、従つて取得価格が時価の九割以上は価格変動準備金は積立てちやい、こういうような制度でございます。価格変動準備金といふものは、むしろそれ以前、価格変動準備金がなかつた時代よりも実は相当スライヴァーな制度になつておる。これに対する民間の御批判

が、やはり価格変動準備金は、ものが上つて行くときに積立てて、下るときに補いにして欲しいというので、今回の制度ですと、むしろこれは昔の制度へ帰るのですが、今の制度よりは甘くなる。これがやはり先ほど申しましたように二百九十三億、それから貸倒準備金の制度は、これは以前は認めておりませんでした、現実には貸倒ができたときにしか認めておりませんでした、が、やはり平常におきまして、或る程度これを認めて行くことが適当であらうというので、できた制度であり、それから退職積立金の問題にしまして、これは従来は現実には払つたとき、初めてそういうふうにしていった。併し現在のように相当就労関係もやかましくなりまして、退職資金の制度がかなり法令化してがっちりして来たものになりますと、やはり会社としてこれを積立てておくことを促進し、認めなければならぬ。こう言われて来ておりました、そういうものを全部いおぼ経済政策的な観点による大企業のための制度だというふうに考えるのは私は如何か。やはり多分にそこに租税の上だけから考えまして、或いは会社の経営と云いますか、経営学と云いますか、会計学から考えましただけでも、相当そこに一つの論拠があり得るものじやないか。こういうふうな考へて参りますと、こういうものがなかりし場合と一応比較しまして、そこで実効税率が二十幾つ。従つて大きな会社の負担は非常に安いという結論を果して出しているものかどうか、多分に疑問を持つておきます。と同時にこれは先ほど申しましたように、大きな会社だけがこれができるというものじやなく

て、現在におきましても、中小企業も相当これはやはりやつております。で、まあとかくの御意見は、中小企業はもうこれはもう全然いかなから、大きな会社については一応個別にそういうケースを重ねて実効税率幾ら、これは私はちよつと結論を出しになるのが少しお早いのじやないかというふうな感じがするわけでございます。

○委員長(大矢半次郎君) ちよつと私関連して、お尋ねか、或いは自分の意見のようなことを申し上げますが、従来租税特別措置法の改正案のようなものが提出された場合に、先ほど問題になつた減価償却、特別減価償却ですね、大幅に特例を開くような場合に、これによつての減税が幾らというので金額も示している、資料を出しておられる。そこが非常にミスリードするのじやないか。結局減価償却のときは耐用年数が二十年なら二十年のうちに結局損分はきまつておる。それを早く見るかどうかという問題ですね、税率を例えれば百分の四十二を三十五に下げたというのと全然趣を異にしておる。それをこつちやにしまして、そうしてこの特別措置による軽減幾ら、こつち出してたのが今日のような議論を誘発するものになつておるのじやないか、こつちやに思ひますので、その点について……

○政府委員(渡辺喜久造君) どうも委員長からお叱りをこうむりました私も恐縮しますが、確かにそれは一つのミスリードするものになつておるのではないかと云ふに思ひます。そこで従来出しておりますのは、結局初年度計算だけしか実はやつておりませんので、平年度計算を余り従来資料にお出

してなかつたのでございますから、初年度におきましては、例えば五割増償却でございますとか、合理化の半額初年度償却でございますとか、初年度のほうに或る程度償却が多くなりまして、初年度の税収は減る。実はその裏には、例えば耐用年数七年でありますれば、残りの若し半額全部初年度で償却されれば、残りの六年間におきましては初年度に減つただけではむしろ逆にそれだけ殖えていけば取り返しておるわけでございます。五割増償却におきましても同じような性格があるわけでございまして、結局まあ時期的な問題に過ぎないと言へば時期的な問題だけでございまして、それにしても時期的にフェイヴァーが置いているのじやないかというところは勿論言えましようが、併しいわば負け切りになつておるわけのものじやなく、これもはつきりまあ委員長のおつしやつた通りでございます。

○委員長(大矢半次郎君) 私は特別措置法においていろいろの特例を設けて、むしろ今日はその償却に堪えないう程度整理する必要があるのじやないかというのが、まあ小林委員土田委員なんかの御意見のようです、私はその点は大体同意に思つております。が、ただ今まで議論されたようなケースが、挙げて、そうして大都市ではこういうふうな軽減になつておるといふ、これはまあもう少し検討を要する、而もそういう意見を誘発するものとは大蔵当局が作つてゐるから、今後十分資料を出す場合に反省して頂きたいということ。

○小林政夫君 大矢氏は税法エキス

パートだけれども、我々も事柄の意味は知つてゐる。これがただ税金を軽くしたのじやない。一時時期的に負担を軽くしているということだけであるといふことは、資料がそのまゝの数字を出されても、その資料の意味はよく知つてゐるけれども、併し国の税収とを総合的に考えれば、要するにそれだけ減つたものが法人税収として考えられるのですし、そういうような場合に、国の資産上二十七年でしたか、法人税収で行くと、大体表面税率四二%が実効税率三五%ですよ、当時出されたのがね。だから何回も毎年度こういう資料を要求している。そこで今のような特別軽減措置もずつとやはり、相手は違つてゐるかも知れないけれども、大体において同じような税率減というところが国においてあるとするならば、こ

こで財政収入の面から考へて、どこへ負担を持つて行くかということになるので、税の徴収の仕方という点から考へて、成るべく普遍的に負担を軽くするという意味において、時期的にも経過的にも云うか、まあ時期的にも、その負担を成るべく均等化するといふ意味において、その税率自体、法人税率自体について検討しているのではありません。併しいろ／＼なことで意味のあるものもあるわけですから、そういうものについて、一応財政事情等とも脱合して、補助金を出す代りに一時にすると、或いは経済の安定の一つの時期というこの際にうんと資本蓄積をさしておく、こういうような点は、一応今ぐらゐに法人税収というものが表面税率と実効税率と全体の法人についての差が出て来ると、少し考へてみたらいいじやないか、こういう意味なんです。

す。だから大矢委員長が注意された資料の提出の仕方が悪いから、我々がこ

○委員長(大矢半次郎君) 一つ注意しておきます。この次にこの関係の資料を出される場合は、はつきり数字的に挙げられる、これだけの減税になつてゐるというのと、今の価格変動準備金或いは退職手当積立金のような税法上からへつてもむしろ損金に見るのが本当じやないかというように思われるもの、及び特別減価償却によるもの、案を区分して出して頂きたいと思ひます。そうするといふと、今のいろいろの問題になつてゐるような点が、なお一層はつきりわかつて来るかと思ひますからして、それを要求しておきます。

○土田國太郎君 私は何も人が特別措置を受けたから、それを羨ましいといふ意味で申上げたのじやない。今局長の御説明は誠に御尤も私も拝聴してゐるのですが、その結果が大企業に一番うまく行くのですよ。局長自身はそういうふうにお考へでないといふことは私もよくわかつてゐるのですが、結果が大企業のはうに行つてしまふといふので、中小企業は資本もなし又家庭的にやつてゐるものもたくさんある関係上、退職資金も、これは積立てることのできないとか、中小企業のことですからそう利益もありませんから、価格変動準備金も退職資金の積立もできないという実情になつて、今局長の御説明によれば、何人もできるのじやない

かということ、御尤もですけれども、
実情がでない境遇にあるということ
を私は御同情を願つて、そうしてもう
少し中小企業の生きる途を講じない
と、実際の中小企業はひどいであ
る。税金の高いことと金融の逼迫で
つちもさつちも行かん。私が説明す
るまでもなく、最近のあの手形の不渡り
の状況を御覧になつてもよく御了承の
はずだと私思ひますので、何とか中
小企業の手を援けてやつて頂きた
い。地方税におきまして、事業税と
いうようなもの以外の特別な何までし
ておるような、非常に苦しい環境にお
るんですから、そこを一つ御同情下さ
つてもいいのではないかと、別な私
は特別措置がどうだこうだという意味
で申し上げたのではないのですから、そ
の点は誤解なく、ただ普通の何とか
税率を全般的に引き下げ得る方法を講
じて頂きたい、これが私の要望なの
で、又国民もそれを希望しておるわけ
です。これは意見に亘りますから、そ
の程度にとめておきまして、ちよつ
とお聞きしたいのです。

○委員長(大矢半次郎君) この際お諮
りいたします。租税特別措置法の一部
を改正する法律案について、日本鉱業
協会調査部長田村茂利君を参考人とし
てその意見を聴取することにいたした
いと思ひますが御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。

○参考人(田村茂利君) 只今お呼び出
しを受けた日本鉱業協会の調査部
長の田村でございます。

租税特別措置法第七條の八及び第七

條の九で鉱山の新しい鉱床の探鉱及
び取得に關しまして、大蔵省から新鉱
床の探鉱用の機械設備の取得価格と、
それから探鉱費及び新鉱床の買収費
の、実際のこれらを支払ひした場合に、
その二分の一に相当する金額を必要
経費又は損金に入れることを認めると
いう御提案が出てゐるわけございま
すが、この問題に關しまして、業者の
立場から、実際の新鉱床の探鉱とい
うものはどのように行われてゐるかと
いうことを御参考に申し上げます。

先ず先ほどお手許にお配り願いまし
た資料につきまして極く大ざつばな鉱
業界の現状から要點だけを簡単に申上
げたいと思ひます。

昭和二十八年の一月から十二月まで
に日本の主な鉱山におきましては、全
体といたしまして銅鉱石の四百四十万
トンと第一といたしまして、総額八百
六十万トンの鉱石を掘つておるのであ
ります。これらの鉱石が掘られており
ますが、一方国内における需給の工合
を見ますと、銅におきましては七三%
鉛などは六四%、その他大部分のもの
は十分な需給状態に達してゐないとい
うことになつております。それでお手
許にお配りしました資料の二頁を御
覧になつて頂きますと、二十八年度
のこの鉱物関係の輸入の外貨の資金額
の表がございまして、これによりまし
て、銅の五千五百万ドルを主としてし
て、総額非鉄金属関係で九千二百萬ド
ル、その他を八百万ドルとして一億七千万ド
ルの外貨が使われてゐるわけでありま
す。それで鉱山業者といたしましては、
毎年八百六十万トンの鉱石を掘つ
て、なおかつこういふ貴重な外貨が使
われてゐるという事態に処しまして、

極力新しい鉱床を開発しまして、従
来掘られておる鉱量の補填をすると同
時に、進んで新資源の開発によつて生
産量の増大を図りたいといふことで日
夜苦心しておるわけでありまして、こ
の新鉱床の開発の現状でございませう
が、それがお手許に資料の第一号とい
う表がございまして、これは主な鉱山
我が国における主な鉱山の実績をとい
ふ表でございまして、横が昭和二十一年
から二十八年までの年度別でございま
して、縦が所得の数字を列べてあるわ
けであります。ゼロといふところは損
益がゼロの線でございますが、先ず昭
和二十一年から二十四年までは、總所
得の欄を御覧頂きますとゼロ以下のと
ころをどん／＼下降してございまし
て、昭和二十五年から朝鮮事變の勃発
と共に急激に景気がよくなりまして、
所得が殖え、二十六年においては總
額七十億の總所得を記録したわけであ
ります。これが現在下降線を辿つてお
るわけでありまして、ここでのこの鉱物
価格の特殊性と申しますか、さうい
う点を資料第三号について御説明申上
げたいと思ひます。これには過去五十年
間に互にアメリカにおけるメタルの相
場を調べたものをグラフにしてござい
ます。この一番上のところの銅の価格
を御覧になつて頂きますと、御覧のよ
うに非常に値段の高い時期といふもの
は一年間或いはせい／＼二年くらいし
かないのであります。それで一番高い
ピークだけを印しをいたしまして見ま
すと、一九〇七年がピークになつてお
ります。それから一九一八年が二カ年
間ピークを続けております。それから
一九二九年に一カ年間ピークを続けて
おります。それから一九三七年に同じく

一年間値段が高くなつております。そ
れから一九五一年に高い値段を示して
おりますが、大体こうして御覧になつ
て頂きますと、十年間の周期を以て鉄
山の景気といふものは動いておりま
す。而も非常に景気のいい時期は一年
か二年しかなく、あとの時期は値段が
ぐつと下つておるといふことがつき
り言えるのではないと思ひます。い
わば鉄山の景気変動は波状ではなく
て、丁度吊橋のような恰好をしてお
るのではないといふことが言えるん
ではないかと思ひます。

そこで再び資料の第一号の表を御覧
頂きたいと思ひますが、昭和二十六年
から下降線を辿つておるわけござい
まして、大体今後十年間くらいはこ
ういふ景気変動を辿りまして、十年ぐ
らゐ後には再びさういふピークが現
れるのではないかと考へられるわけ
であります。それで約八百萬
トンの鉱石が掘られておるといふこと
は先ほど申し上げましたが、この八百
トンの鉱石を採取するためにいく
ばくの探鉱費がかかるというのが、こ
の所要探鉱費として点線を以て示し
てございまして、これによりまして、大
体最近のところ三十億見当の数字が
必要である。これは各社の実際の数字
について調べて見たわけでございます
が、三十億見当の数字が必要である
といふことがわかるわけでありませう。
これに對して実際に行動した探鉱はど
うであるかといふと、この一番下に
やや太い点線で実績探鉱費として書
いてございまして、これを御覧になつ
て頂きますと、実際の所要探鉱費に對
して遙かに僅かしか探鉱が行われてい
ないといふことがわかるだらうと思ひ
ます。それで皆さん先ず御不審にお考
えだらうと思ひますが、このうんと儲
かつたときにうんと探鉱をやつたら
いいやないかといふことが考えられ
るだらうと思ひます。併しながらこの探
鉱には探鉱設備にも相當の投資を必要
といたしますし、それから特に必要な
熟練鉱夫その他を雇ひ入れなければな
らないといふようなわけで、非常に景
気のいいときだけ殖やしておくと
いふことになりまして、景気が悪くな
りますと、真先にこの探鉱といふのは生
産に影響がないために切られるわけであ
ります。探鉱が縮小になるわけであ
ります。それで不況になり始めてさ
ういふアイドルの設備を抱えたり、或
いは又人を整理しなければならぬとい
う問題が起るわけでありまして、山
の實際の経営の方法としては、よいと
きだけに探鉱を殖やすといふことはと
れないわけでありませう。それで或る程
度の設備を設けてやつて行くといふこと
が、最も望ましいわけでありまして、
むしろ不況の時代こそ探鉱の費用も安
くあるし、それから過剰の人員を使
つたり或いは過剰の設備を使つて、探
鉱をより十分にやるということが要請
されるわけでありませう。これに對しま
して現在の大蔵省からの御提案のこの
実績の二分の一を損金に見るといふ行
き方は、現状のさういふ寡小炭鉱は
到底救われたいわけでありまして、
是非ともこの際、この案を案を案とい
ふことは困難だらうと思ひますが、炭
鉱の特殊性を御認識下さいまして、で
きる限り早い機会にさういふ制度をお
作りになつて頂きたいと思ひわけであ
ります。

ておりますか。

○政府委員（渡辺喜久進君） これも先ほど委員長から御注意がありました、当初二分の一償却いたしますと、結局

が、この場合におきまして一応その年にその二分の一なら二分の一すぐに償却できませんで、これは他の償却の場合と全部同じでありますが、五年間の

りまして、同時にその積み立てた金は又新しい鉄床の買収なり、探鉱に使えるわけでございますから、そういう意味からいたしますと、我々のほうで

けるならそれは当然考えてもいいとい
つたような考え方、これはよほど問題
でございまして、従つてこういうたよ
うな考え方を税の中にどこまで入れて

か。
○参考人(田村茂利君) 先ほどの資料

第一号の表をいま一応御覧願いたいと存じますが、昭和二十八年の現状について申し上げますと、八百六十万トンの鉱石の採掘によりまして、それを補填するに必要な探鉱費は約三十二億円見当になつております。そこでこれだけのものを丁度フランスがやつておりますような積立金によつて積立てる、売上高に対する一定率で積立てるということにいたしますと、この八百万トンが約三百億円になつておりますから、一乃至二割の数字になるかと存じます。併しながら今一挙にそこまで積立控除をするということも、会社のはうの実際に探鉱をやリ得る能力の点から申しましても、困難ではなからうかというわけで、大体この一二割の二分の一に相当します六割、即ち所要探鉱費として十七、八億見当のものをこの際年間やつて行きたい、それで十七、八億といたしますと、三百億に對しまして六割ということになるわけでありませう。

○小林政夫君 今の点ですが、実績というものが新鉱床の探鉱の範囲というような点もあるのでしょうか、実績で押して間違いないのですかね。

○参考人(田村茂利君) この新鉱床の探鉱費を実績で見るとということ自身について、我々は若干の疑問を持つておるわけでありませう。と申上げますのは、新鉱床に限らず、鉱床の開発は、当初発見しやすい露頭であるとか或いはいろいろの徴候を見ましてそれによつて発見されるわけでありませうが、だんだんそういう露頭であるとか或いは交通の便利な所の徴候というようなところから発見する余地がなくなつて来まして、今後開発する新鉱床というものは、地下百数十メートルの下のはうであるとか、或いは相当交通不便な人跡未踏の地を探鉱しなければならぬというわけで、結局過去に投下しただけの費用を以て新しい鉱床を発見するということは不可能であります。いわゆるこれは探鉱発見費の過増性と申上げますか、そういう点でだん／＼上昇するわけでございますから、いわゆる過去の実績だけで以てやるということには困難になつて来るわけでございます。併しながら取りあえずこの資料といたしましては、最近一カ年間の主なる会社が投下した探鉱費と、それによつて開発した鉱量との比率によりまして、一トン当り幾らの費用をかけて発見されたかというデーターをとりまして、それに対しての／＼の会社が実際に採掘した量をかけまして、所要探鉱費という数字を出したわけでありませう。

○小林政夫君 ですからその計算で行くと、最低探鉱費プラスアルファードということになるわけですね、一トン当たり。だん／＼これから探鉱がむずかしくなるのだから、今まで比較的楽な所を探鉱しておつたが、今後はだんだん……。偶然にうんと大きな鉱脈に当るかも知れませんが、相当むずかしいことになることですね。

○参考人(田村茂利君) そうです。

○小林政夫君 そうすると、探鉱費の今までの徴税上の扱いは、こういう臨時措置を主税局においてもとうとうするわけですから、一応探鉱費というものは無形資産的に扱つておるわけですね、觀念としては……。

○政府委員(渡辺喜久彦君) その点によつて御説明いたしますと、先ほどのお話で、現在の探鉱費と言いますか、探鉱費と言いますか、探鉱費が資産化してゐるというのが非常に小さくなつております。これはいろいろ理由もあつて来た措置は、こういうふうな考へてやつて来たわけですね。探鉱費として使います中には、特にこれはメタル・マイニングのほうに特色があり、コール・マイニングの場合には多少事情は違ひますが、メタル・マイニングの場合におきましては、私聞いた話ですが、営業に入つて行きながら又同時に探鉱して行く。と言いますのは、石炭の場合ですと、大体鉱床の賦存の状況とか、そういう厚さとか、これが大体揃つておりますが、或る程度断層がありまして、一応一つの姿が想像され、同時にそれが余り変らないのです。が、メタルの場合におきましては、金属の発生が原因が石炭と大分違ふゆゑにもあろうかと思ひますが、その賦存の状況が、かなり切れてみたり、或いは続いてみたり、といったような事情があるようでございます。従いまして一応ここに鉱区が設定されたとして、それが稼動に入つたとしまして、同時に仕事をしてもらう、同時に探鉱して行く。こういうまあ営業中の探鉱の経費があるわけですから、これは従来経費として全部これを落しておりました。それから探鉱費には勿論もう一つございまして、それは新しい鉱床を探し出そうという意味で使う探鉱費、これはまあ石炭などの場合には同じにあるわけでございますが、このほうにおきましては、例えば五割探鉱費をかけた掘鑿してみても、そのうちで一つ当るか当らないかというふうな、いりんな危険があるわけでございますが、その場合に

の場合におきましては、従来の扱ひは一応仮払金にしておきますが、その何本か掘つたやつが結局これは無駄だつたというやつは、その無駄だつたといつてはつきりしたときに、全部経費で落しておきます。それで當分に當つたといふものだけが資産に残つてゐるわけでございます。それで或いは考へ方によれば、五本掘つたらその一本が當つた、従つて五本の探鉱費も、その當つた一本に或いは全部集中されて、そこに鉱業権という財産権が出て来るという考へ方はないではないのであります。併しそれはまあはつきり五本掘つて一本當つたということもあれば、全然違つた場所で五カ所やつて、そうして一方所だけ當つたという場合もありませうものですから、その会社で使ひました探鉱費はたゞ／＼當つた山に全部鉱業権として持つて行くといふのも如何かというふうな關係からしまして、従来無駄になつたと思はれる探鉱費というものは全部経費で落してゐる。従いまして現在財産に残つてゐる分はたゞ／＼鉱床にぶつた探鉱の費用だけが残つてゐるのであります。これがまあ現在減価償却の対象となつてゐる。従つて現在の減価償却といふものだけではなかつて、将来の探鉱はできない、これは考へ方によつて、過去において経費に落してありますから現在の分だけじやできない。ただ現在我々のほうで扱つていますものは、将来の扱いとしまして、一応そういう無駄に費やされたものは経費で落とすといふような扱いをこの際特に変えようとは思つてゐない。その辺のところにならうと鉱山の方々の言われる話が、少しまあ過去においての経緯が、いろ

いろそういう事情のゆゑに、現在の鉱業権が古いという問題と結びつきまして、現在の鉱業権というものが再評價いたしまして、それは新らしくすでにでき上つたものを買おうとしては無理だ、これはあると思ひますが、併しそれはもう少し因つて来る理由を考へて見ますと、過去においてずつと経費で落して来たといふところに、一つの原因があるのじやないかと、かように考へてゐます。

○小林政夫君 田村さんのほうに聞きますが、今主税局長のお話だと、経費で落された探鉱費ですね。先ほどおつしやつたトン当りの探鉱費がいくらと探鉱費も含めての探鉱費なのかどうか、資産にふり替えられたものを出鉱量によつて、鉱石の出た量によつて、メタルの出た量によつていくらかだけ割つたか、その点はどうなんですか。

○参考人(田村茂利君) 只今の探鉱費は、主税局長からお話になりました現在この鉱内の、いわゆる我々の言葉で言いますと、営業探鉱と言いますか、この営業探鉱は除いた、いわゆる新鉱床の探鉱費だけを対象としております。従いまして新鉱床の探鉱費の支出額としてここに御説明申し上げました数字は、成功したやつも、失敗したやつも全部入つております。

○小林政夫君 今の主税局長の話聞いていますと、その成功しなかつたものは経費に落す、経費の損と見て。まあ併しその穴の掘り方にもよるでしようけれども、そういうことだと営業探鉱費と、その今おつしやつたものと、新鉱床ですか、この点をどう見るかということ、税務当局との間にトラブルは

起きた例はありませんか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 私からお

答えるのもどうかと思いますが、今
までお話ししたように、営業関係の炭鉱
費というものはこれはまあ一面探鉱
費であると同時に、一面では掘鑿のため
の経費でありまして、従つてこれは大体
もう動いてますからつきりしてお
ります。それからあとの問題として
、新鉱床のための探鉱費、これは稼
動に入る場合は資産になり、稼動に入
らない場合は経費に落ち、まあそうい
う意味におきまして、一応稼動に入る
か、入らないかというところは会社のほ
うで意思がはつきりますので、或い
は税務所の調査が十分終いまで届いて
いない場合もないとは限りませんが、
その見解におきまして、そういうトラ
ブルが起きた、結局まあ稼動するか、
しないかという問題が一応これは表面
的に、表へ出ますから、従つてこの稼
動した分についての探鉱費、これは資
産に上る、で、この何本か掘つたやつ
は結局会社としては、これはもうあき
らめざるを得ないと言つて、そこにあ
る探鉱をやめる、従つてこれは一応仮
払い金にしておきますが、損失に落
す、その辺で余りトラブルが起きたと
いう話は聞いておりません。

○小林政夫君 併し景気のいいときに
じやん／＼掘つて、可能だけれども、
そこまで手をつける必要はない、こう
いうことで、あとから何年かのちに稼
動するということはあるわけであらう
ね。そういうことはないだろうと思
うけれども、今の資産トシ当り幾らと見
られるというふうな田村さんの言われ
たのは、そういう結局営業探鉱と同時

に掘鑿、こういうものの以外の方法の稼
動に至るか、至らないかわからないけ
れども、別の穴を掘つて行くと、こう
いうものは全部トシ当りの探鉱費に入
れてあるわけ、その辺税法上では一
応経費に落ちるものもあるというわけ
ですね。田村さんのほうで、今理論的に
局長のほうはああいう議論も立つて反
駁しているのですが、あなたのほうで
これだけの主張をされるのに、ただ
う探鉱費が生み出せないからというの
でなしに、会計原則から言つても認め
ていいのじやないかという強い根拠は
ないですか。

○参考人(田村茂利君) 我々の理論に
対しては、必ずしも大蔵省の主税局長
は非常に御賛同して頂いていない状況
でございますが、これは実際に鉱山を
やつているものの立場から見ました場
合に、事業の継続ということが、何と
言つてもこれは最も重視すべき問題で
あり、又これは国民経済全体に繋がる
一つの大きな線ではないかと思いま
す。税法も従いまして事業の本まで課
税して、本を潤してはいかんといい
とは、一つの、これは主税局長が新聞な
どもにお書きになつていらっしゃるじや
ないかと思ひます。それから翻えりま
して、鉱業について埋蔵鉱量というもの
を考へて見ますと、鉱業にはほかから
の買入原料は全然ないのでございま
して、埋蔵鉱量だけが直接仕事の対象に
なる、原料に相当するものになると思
うのです。それで普通の産業の場合
に、原料代というものが当然売上から
控除されて、次の原料の再取得とい
うものが保障されておる。ところが
鉱業に限つて原料代にも相当すべき埋
蔵鉱量の再取得が保障されていない

いうことは、一面考えようによつては
事業に対する税法上のアンバランスで
はないかというところを考へるわけであ
ります。簡単ですが……
○委員長(大矢半次郎君) 他に参考人
に対する質疑がなければ参考人から聴
取することはこれで終ります。
○土田國太郎君 引續いて所得税のこ
とでお伺いするのですが、今度の所得
税の改正に生命保険の保険料の控除
が、八千円から一万二千元になつたと
いうことは大いに結構なことなんだ
が、これは何か基準があつてこうい
うようなものをお作りになつたのでご
ざいますように、お伺いしたいと思ひ
ます。

○政府委員(渡辺喜久造君) 生命保険
料の控除を引上げるにつぎましては、
これは税制調査会でもいろいろ御議論
になりました、曾つて昭和十二年です
か、支那事変前までは、一応二百円ま
で生命保険料控除を実は認めていたわ
けでございます。所得税におきまして
あの当時の免除点が八百円或いは千二
百円だから三百倍にすれば三十六万
か、そのくらゐまで課税最低限を引上
げるべきじやないかという御議論もご
ざいます、まあなか／＼財政の事情
等から申しますと、そこまで許されな
い。そこに基礎控除も一応の限度にと
めざるを得ないわけでありまして、三
百倍といつた議論をしますと六万円と
いつた数字も出るわけでございますが
、なか／＼そこまで他の控除の関係
から行きますと引上げるのはとても無
理だ、そこで現在八千円になつてお
りますが、一つのいわば腰だめかも知
れませんが、これで参りますと五割上
げれば一万二千元、大体これくらいの保

険料で参りまして、この辺の、一万二千
円ということになると、三十年満期の
養老保険で、保険金額にしまして三十
五、六万円くらいのもことになるので
はないか、かように考へております。大
体中産階級以下の人に、全額的に恩典
が行くのではないか、かように考へて
おります。

○土田國太郎君 尤も控除額を引上げ
るというところは結構なんです、一方
今の御説明を伺いますと、約三十年で
保険金額で三十四、五万円ということ
ですが、所得税死亡控除額は五十万円
ですね、そこから見合すると、死ぬとき
は五十万円、普段は三十万円か三十五
万円か存じませんが、或る程度の、十
五万円乃至二十万円という低いものに
掲げておつて、死んだときには、葬式代
もとれないという、法律では五十万円
まで控除を認めておるというふうな、
少し趣旨が一貫しないように見られる
のですが、その点は如何ですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) その前
に、その点につきましては、昨年で
ございましたか、やはり参議院の公聴会
の場合に、同じような一応御意見があ
つたことがあります。むしろ所得税の
控除のほうと見合ひながら、むしろど
ちらを上げるべきではないかというお話
があつたのですが、これは税収の問題と
も結び付きまして、所得税控除を上げ
ますことは、税収にかなり大きく響き
ます。その意味からしまして、どうし
ても税収のほうからしまして、所得税
の控除につきましては、一応の事は、
限度が実はきまつてしまふわけであ
りまして、所得税控除の限度をば、ど
うしても所得税を合わせなければならん

かということになると、所得税のほうは
限度を下げざるを得なくなつて来るわ
けであります、必ずしも所得税の場
合は、これは死亡のときでございま
して、所得税のほうは生命保険料の控除
の金額と必ずしも一致する必要はない
のではなからうか、現在の相続税の制
度でございますと、被相続人が亡くな
りまして、相続が開始した、相続人が
保険金を受取られるというときに、現
在の制度でございますと、その相続人
の受取られる金額を本にして実は考へ
ておるのでございます。従いまして、
甲というお父さんが亡くなられて、そ
して保険がとれる、その場合に乙とい
う保険金受取人の長男のかたと、それ
から丙という保険金受取人の二男のか
たとがあつた、その場合には、その亡
くなられたのが甲というお父さんだか
らといつて、それで五十万円と切つて
いるのではなくて、相続人ごとに実は
五十万円控除する、こういう制度に数
年前からなつております。従いまして
どちらにいたしまして、実は、例え
ばそこをやかましく言いますと、結局
被相続人一人について、そこに保険金
を全部集めて、控除額もそこできめ
て、それから所得税と権衡をとるかと
ならないかという議論になりますと、現
在の所得税制度におきまして、子供二
人おれば二人なりの、五人おれば五人
なりの、それ／＼子供さんの受取られ
る、或いは奥さんの受取られる保険金額
について三十万円、今度の改正をなさ
れば五十万円控除して行こうという、
こういう制度になりますから、そこが
元の所得税とは少し性格が違つたもの
になつてゐる。死亡されたときの相続
税の課税でございますから、所得税の

課税とはちよつと違つた目で以て見ていいのではないか、例えば所得税でありますと、かなり低い俸給生活者から課税になつておりますが、まあ相続税の場合は控除も相当高くなつております。基礎控除も高くなつております。そういうような点も合せ考えまして行きますと、所得税のほうも一万二千円、従つて三十五、六万だから相続税も云々という考え方で行くのもどうだろうかという考え方で、実はむしろ相続税のほうをそういう考え方からしまして、所得税の数字から離して、控除額は大きくしておるわけでございまして、相続税がこれだけになつてゐるのだから、所得税ももつとというふうなことになるまいかと、実は所得税のほうにおきましては、他の控除とのバランスから言ひまして、ちよつととも上げられない。どうしてもやらなければならぬという事になれば、むしろ相続税のほうの控除を下げるとかどうかという問題になります。それもどうも必ずしもそこまで考える必要はないのじやないか。それから一つは、こういう制度がありますのは、生命保険自身が一つのいわば貯蓄的なものになりますし、従ひまして、生命保険契約が伸びて行くということは、貯蓄或いは延いては資本蓄積が伸びて行く。その場合におきまして、この相続税の非課税限度が或る程度あり、同時に相当高約を促進する上には相当の刺激的な役割をするようにございまして、そのようない意味からしまして、税収には余り大きな影響がないなら、まあ今度の所得税が一万二千円なら相続税のやつを三十万円、或いはそれを三十五万円と

か、四十万円とか、その辺の数字も出ないことにはありませんが、まあそれを離れて考えていいのじやないかという考えがあるものでございまして、これは五十万円に上げようと、税制調査会でもいろいろ議論をしてみたのですが、強いてそう所得税と相続税とのバランスを無理につける必要もないのじやないだろうか、税の性格が違うのだからと、こういう意味におきまして、所得税におきましては一万二千円でありまして、相続税については五十万円と、こういうふうな御提案申し上げておる次第であります。

○土田國太郎君 それで八千円と一万二千円の税金の差はどのくらいになつておりますか。

その間に局長に一つ別なことをお聞きしたいのですが、よろしくございませうか。ちよつと問題の方面が違うのですが、法人税の問題なんです。非課税団体を指定して提案されました。その組合とか団体とかのどういふものを指定せられたか。例えば公共的な仕事であるとか、仕事はどんなことであるとか目的はどうであるとか、大體の標準があるのでしょうか、若しありましたら御説明を願ひたい。

○政府委員(渡辺喜久進君) 最初の御質問がありました生命保険料控除の引上げによる減収であります。本年におきましては一万二千円を四月から減税するという方向で、一万一千円に上つております。従ひまして、一万二千円の減収がそのまゝ本年は出ておりません。その一万一千円による減収額は、一応五億三千九百万円見込んでございまして、それから次の御質問でございませう。

課税団体の関係でございまして、これはまあ国と性格を同じくしますような地方公共団体、これは勿論一応非課税団体にしてありますが、その他の法人につきましては、いわゆる公益法人と言ひますか、公益的な仕事をしておる法人、或いは政府の機関である、政府機関的な法人、そういうものにつきまして一応課税法人をきめております。まして非課税法人をきめております。考え方としては、公益性が非常に強い法人だけについて税金を免除して行こうと、ただ最近民法三十四条などの法人を見て参りますと、相当の収益事業をやつております法人もございまして、その場合におきましては、その収益事業分については一応課税の対象にする、こういうふうな考え方で一応の分類をしておるのであります。

○土田國太郎君 これは最後の質問でありますが、青色申告の状況がどうも我々民間で見ると、そうはかん／＼しくないように考へておるのですが、一体納税義務者の何%が青色申告によつておるか。実際に地方において税務署が業者のところに臨みまして、これは法人、個人を問わず調査されました。青色申告の尊重程度というものが法律で示されておるような場合にうまく運営されておらないのです。どうも同じ業種であれば、甲は幾らであつたのだから乙もこのくらいでなければ困るというふうな調査方法が実は多いので、それで不満が非常に多いのです。如何でしようか。この青色申告をもつと奨励するには、もう少し普遍的に減免税をやるとか、或いは優待方法を講ずるとかいう必要が出て来るので

すが、この青色申告を助長すること、政府も手数がからんでよいし、我々も税務署にあだうだと言われずに済むことなんだが、何とか税務署をして、青色申告に対して、他の標準がこうだからというふうな間違つた觀念を以て調査を大分されておる、地方あたりの実情を承りますと……そういうことではこの青色申告が伸び得られないのですが、何とか一つこの青色申告の助長政策というもののについてのお考えがあるならば、一つお伺ひしたいと思ふ。

○政府委員(渡辺喜久進君) 青色申告につきましては、現在法人のほうはかなり大きな率になつております。大體小さな法人までこめまして……。法人は絶対青色申告をやつて頂いておられますが、小さな法人のかたには必ずしも青色申告でないかたもありまして、そんなふうなわけで、法人が教から言いますと五割程度になつております。が、併しまあ法人のほうはかなり青色申告が普及しておる。これはまあ性格からいって考へられることであります。問題は個人のほうですが、現在手許にございましては二十七年の数字しかございせんませんが、二十七年の数字でございまして……。

○土田國太郎君 法人の五割というのも二十七年でございませうか。

○政府委員(渡辺喜久進君) 法人はまあ事業年度でやつておりますので、ちよつと年分と違ひますが、昨年の数字でございまして、それから個人のものは、昨年末で青申告として承認されております数字が約二十万でござい

ます。○土田國太郎君 パーセンテージを言つて下さい。

○政府委員(渡辺喜久進君) それに対する数字は大体二十七年の実績しかございせんが、二十八年の人員も、人員としてはそう変らないと思つております。むしろ多少出るのはないかと思つておりますが、営業だけについて言ひますれば百三十三万、農業が百三十三万、それで全体でそのほかの事業者も入れて約二百九十万、まあ二百九十万をれば一割にもなりません。が、併し農業関係は割合に青色申告が少なくて、同時に一番青色申告をお願いしたいのは営業関係ですから、営業関係という事になりますれば、百三十三万程度の数字になりますから、一割五、六分というふうな数字になつております。青色申告をできるだけ普及したいというのには我々の念願でございまして、同時にただその場合におきまして我々として念願しておりますのは、正しい青色申告を普及して行く、形式だけの青色申告というのでは困る、青色申告によつてむしろ逆に帳簿をこまかすといつたようなことになつては困ると、まあそこをいろいろとむずかしい点があるわけでございまして、とにかくやかましく帳簿組織とか、そういう点を言つておられますれば、善意の青色申告をしようとなさつておるかたもできなくなつてしまふであらう。そこで昨年にございまして国税庁でいろいろ考へまして、青色申告の帳簿様式等につきまして、かなり簡素化いたしました。そしてまじめにやつて頂けるなら、この簡素化した帳簿なら、そのひどく面倒な手数をかけなく

○土田國太郎君 青色申告が普及して、法人が教から言いますと五割程度になつております。が、併しまあ法人のほうはかなり青色申告が普及しておる。これはまあ性格からいって考へられることであります。問題は個人のほうですが、現在手許にございましては二十七年の数字しかございせんませんが、二十七年の数字でございまして……。

○土田國太郎君 法人の五割というのも二十七年でございませうか。

○政府委員(渡辺喜久進君) 法人はまあ事業年度でやつておりますので、ちよつと年分と違ひますが、昨年の数字でございまして、それから個人のものは、昨年末で青申告として承認されております数字が約二十万でござい

ても、或いは簿記等について専門的な知識がなくても、或る程度書けてゆくのではないか、これで実は青色申告の数がかなり大きく殖えたわけでございしますが、問題はまじめに青色申告をやっている方と、逆に青色申告に藉口して税金を軽くしたいとおつしやるかたと、それが後者が全然ないと言ひ切れませんものですから、なかなかそこに税務署にむずかしいところがあるわけでございまして、そこでこちらかといひますと、昨年まで特に地方の税務署におきましては、どうも折角まじめな人があるのに、不まじめな人がたま／＼何人かあつたが故に全部そのまじめな人も同じように考えるといつたようなことになるのじやないかと思ひますが、青色申告であれば、帳簿で正確に出た数字が先ず出発点になつて、いろ／＼間違ひがあれば直さるべきであります、そうした帳簿にもよらないで、いわば世間一般の平均利益率から、ここは低いとか、或いは高いとか、帳簿の内容に入らないでもつてそうしたことがあるのじやないか、これは今の御質問の点でもあり、我々もそういう傾向が全然なかつたと言ひ切れないうじやないかと思つております。そこで国税庁としましては、昨年いろ／＼考えまして、これは東京国税局で実はやり始めた制度でございまして、青色申告の専担者というものを最近全国の税務署に何人かずつ設けまして、そうして青色申告の方々について、その専担者が——これは人は余り長く一つところへ係にしておくのは面白くない結果もありますので、毎年替えるとか、いろ／＼のことは考へておりますが、専担者を設けまして、そう

して指導的な立場で、年に何回か帳簿の記帳なりいろ／＼なことで指導的にお世話申上げる。そうして何回か伺つていれば、このかたは非常にまじめでないとか、いろ／＼わかりまして、従いましてできるだけまじめな方向に向いて頂くように御指導申上げています。そういうことをやつて来ております。大体普通の白色の場合と青色の場合とは、相当区別した扱いをしておりますから、今年におきましては、恐らく今お叱りをこうむつたような、折角青色申告をしておりますが、白色のものと同じような扱いをされるといつたような御非難はお受けしなくてもすむのではないかと考へております。ただ青色申告を普及させるにつぎまして、もつと何か考へて行くべきじやないか、いろ／＼な御意見がございまして、我々も検討してみたのでございまして、やはり例へば青色申告の場合には、もう所得額から頭から何割控除するとか何と云う制度は、現在の給与所得に対する源泉課税の点なども考へまして、要するに白色の人はあらかじめ何割かごまかすのが当たり前だといふうな觀念に出発するものおかしじやないか、併し一応青色申告というものでできるだけ普及するという方向には進んで行きたい。そこで一応我々のほうとして出ました結論は、いわゆる専従者控除の中に配偶者を入れようじやないか、これは二つの考へ方があるわけでございます、我々はここでもいろ／＼配偶者を除いたほうがいいのだという御説明を申上げていたわけでございますが、その根拠付けとしましては、配偶者のかたは一応家事もなさつていらつしやる、そのかたが専心専

従されることもない、これを入れるのはおかしいじやないかといつて除いて参つたのでありますが、その後更に検討して参りますと、やはり配偶者を入れるなりに、家事に従事していれば従事して、六万円といひますか、これは一つの最高限度でございまして、家事に従事していれば従事しているなりに別途考へながら専従者控除の中に入れて参りますと、従来一人目で現行税法でいへば三万五千になつておつた人が、今度には奥さんからその次の人に移るわけでございますから、家族の多いかたですと、現行法でいへば一万五千円、それが七万円に上るわけですから、そういう意味からいへば、これは税の理窟からいひまして、十分裏付けできまして、同時に青色申告をなさつていらつしやるかたにつきましては、相当のフイヴアーと考へ得るのじやないだらうか、余り税の理窟を壊さない範囲におきまして、同時に青色申告をできただけ普及する意味での恩典を与えてゆきたい、こう考へまして、専従者控除と、相当のフイヴアーが拡大したというこはいい得るのじやないかと思つております。

からは、所得税を課税する場合におきまして、その奨励金を課税所得額から除く、こういう規定がございまして、結局基本米価だけが中心になつておる所得が計算されるわけですが、凶作加算金は我々のほうの考へ方では基本米価を凶作加算金によつて補正する、こういうことになるわけだと我々は思つておりますので、従いまして七千五百円であつた基本米価が或いは八千円になるとか八千何百円になるとか、その意味において、そうした基本米価が凶作加算金によつて補正された、補正された基本米価によつて所得を計算する、こういうふうに解すべきものと考へております。

出があつたから、起過供出奨励金が出た。従つてこういうものは勿論保有米とは関連がございせんから、起過供出奨励金はあつて非課税規定がない場合におきましては、保有米の分の起過供出奨励金なんてこれは考えられないわけでございます。これは供出の分だけに限定すべきものと考へられますが、今の凶作加算金は基本米価が値上りした、こういうふうな考へらるべきもので、同時に自家用米は基本米価で計算する、こういう解釈ですつと参つております。従いまして供出されたものだけがその凶作加算金が入るという考へ方はちよつと如何かと、我々はそういう考へ方をつとておらんといふことを申上げたと思ひます。

○藤野繁雄君 只今の御説明で、實際からいへば供出したものに對しては減収加算額が来るのだが、自家消費には減収加算額は来ないのだ。来ないところのものに對してはそれが収入であるといふことであるべきものじやない、こう考へるのですが、やはりそうしなくちやいけません。

○政府委員(渡辺喜久造君) 凶作加算金の性格をやはり一応検討してみれば、要があると思ひますが、凶作加算金といひますのは、繰返して申すように恐縮でございますが、基本米価がそれだけ上つた。基本米価というものの横算が通常の場合には、いわゆる農業パリティで計算されるわけでございますが、凶作の場合におきましては、農業パリティによつて算出された金額だけでは無理があるから、従つてそれに或る程度の補正を施したところを基本米価と考へる。で、凶作加算金というの

た七千五百円の計数をそのまま使うのでなくて、それに凶作を加味して補正した数字で八千何百円ですかの数字が出る。同じことを繰返して恐縮ですが、要するに基本米価が変つたので、供出があつた、なかつたという問題とはちよつと違ふのじやないか、かように考へております。

○藤野繁雄君 納税者に対しては税務署は納税額の内示というものをやつておられますか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 内示といひますが、いろいろ現在国税庁におきましての指導方針としては、できるだけ納税申告の本来の姿である納税者から申告を出して貰ひ、そしてそれが勿論正しければ正しいに、税務署の見るところと違つていれば、見るところの差を置く、こういう方法で実は進んでゐるわけですが、従ひまして過去におきまして、かなり内示的といわれる、簡単に内示といつていいと思ひますが、一応税務署の調べたところを、お宅のは私のほうの調査ではこうなりませんが、併しこれは税務署のほうの調べたところと納税者のお考えと違へば、何も税務署の調べたところでもつて申告して頂かなければならぬという意味のものでは全然ないのですが、そういうことをやつて来ておりますが、これはできるだけやめておこうという方向で現在進んで来ております。本年の具体的な指導方針でやめてゆく方向に漸次進んでゐるということ、これは国税庁から報告を受けております。現実には全部やめてしまつたとは聞いておりません。

○藤野繁雄君 昨年大蔵委員会から土田さんと二人北陸地方に行つたわけですが、その状況を見てみますと、国税局も税務署も非常にうまい工合に連絡をとつていて、私など感心して、そういうふうな連絡をよくとつてくれといつてはめる一方、又いろいろと話も出たのですが、ただ例へば農産物、米、米の生産を調査する場合に、その選定の場所が大体において中以上のところを選定して、それを基準として算出されるから、幾分税務署で調査されたのは収量が多いような気がするのではないか、そういうふうなことはございせんでしょうか。

○政府委員(渡辺喜久造君) いろいろ御批判があると思いますが、国税庁でやつておられますところは、できるだけ状況の似通つたところは一回にして、従ひまして例へば山の特殊な地帯でありますとか或いは川縁だとか、こういうところは別な扱いにしまして、大体この区域は平均的だ、まあ一つに考へてもいいと思はれる区域をとらして、それこそくじを引くように、いわばアット・ランダムに実は選んでゐるわけでございます。特に平均よりも多少高目のところを選ぶという意図は全然ないのでございしますが、本当にアット・ランダムにやつてゐるのでございしますが、或いは結果的に見まして、場所によつては平均よりも多少高目のものが選ばれた、或いは多少低目のものが選ばれた、あるいは平均より高目のものを選び、それを平均よりも高目のところを選ぶ、こういう気持のものは全然ないと思ひます。

○藤野繁雄君 法人税ですが、これは法律の改正じやないのでございすけれども、法人税法の施行規則第十四条の第一項の農協の貸倒準備金の損金算入の限度、これによつて見ますと、括弧内で農協の中金であるとか商工中金とかについては、所得割合の五〇％になつてゐる、それが農協のようなものは三五％になつてゐる、こういうふうな区別された理由はどこにあるかお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(渡辺喜久造君) ここにございす所得額の制限でございすが、原則としては全部二〇になつておりました、括弧の中の部分は原則として三五、農協中金と商工中金だけが五〇、それでこの原則と分れて特別にその括弧の中が一応三五になつてゐるというものは、これはそこにもあります金融及び保険業、これらに一応適用されるわけでありまして、これはその貸倒の千分の十という割合と、同時に保或いはこれらの事業の所得の割合といふものを組み合はして、一応三五という率を算出したわけでございます。そこで昨年でございしたか、当委員会ではなかつたかと思ひますが、この農協中金とか商工中金におきましては、どちらかと申しますと、収益率が非常に低い、これは組合金利の故だと思ひますが、従ひまして他の金融機関が三五のときに、どうも利益率の割合に低い農協中金、商工中金とか、他の金融機関であればどうかといへば千分の十が働きます、この三五の制限は余り働かない場合が相当あるのでありまして、農協中金、商工中金でございますと、まあどちらかといへば所得率の制限のほうが強くなるかといひまゐりまして、そして千分の十という率がありまして、余りこちらのほうが恩典にならん、貸倒れの準備金の性格からいへば、それはどうもおかしいじやないかというので、その分だけについて五〇に引上げた、こういうわけでありまして、農協中金と商工中金とを、今度は単位協同組合とすれば、単位協同組合のほう、或いは協同組合連合会の方のほうのものがより多く貸倒れ準備金は積んで置いたほうが経営の合理化にもなるし、又将来において再建整備というふうなものをせなくていいようになるから、できるならばその積立の割合を多くすべきものと思つてゐるのでありますが、これは法律の改正じやなくて、大蔵省でやりたいと思つたらば、いつでもやられるようなものでありますが、三五％を五〇％に引上げるようにしようとお考へはございせんか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 三五％といふのが、どちらかといへば金融機関の特殊性から出ております。従ひまして組合金融という線において、実は商工中金なり農協中金が一応話題になつたわけでありまして、従ひまして商工中金、農協中金だけが組合金融であるまい、例へば県信用連の問題とか、そういう問題をどう考へるかといふた問題が実はあるのじやないかと思つております。この点につきましては、実はもう少し関係の各部署とも相談しまして、実は結論は出さずとも、出してみたいと思つておりますが、ただまあそれを更に拡張しまして協同組合、例へば信用組合事業以外の組合の分まで、更にこの限度を上げるかどうかといふことにつきましては、現在のところそこまで行く必要はないのじやないかといふふうに考へております。

○藤野繁雄君 私さつき協同組合と言つたのは、県であれば県の信用、それから単位農協だつたら全部信用事業を営んでゐるから、信用事業を営んでおるところの農業協同組合、それから県信用、こういうふうなものはやはり三五％を五〇％に引上げる必要があるのじやないか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 現在金融業に入つてゐるのは県の信用ですね。これはまあ金融業に入つております。従つてこれは三五が正しいか、五〇が正しいか、それから単位農協の問題は、これは必ずしも金融業は営んでゐますが、併し金融業だけでもございせん。結局その場合は主たる事業が果してその金融事業であるかどうかといふので従来区別しておりますので、従つて将来の例からみましても、当然三五に入つてゐるものだとお考へてゐるからでございます。で、商工中金、農協中金の問題としまして、結局まあ貸倒れの率の関係、利益の関係、こういう点を見合つて実はこの割合なり、所得の率も出てゐるわけでございます。先ほどいろいろ御意見もございしたか、貸倒準備金というものを我々は一概に税法の原則以外の観点から出たフエーバーだと思つておりませんし、同時にこれがまあ或る程度現実の姿からやはり出発しておりますので、一応各事業、特にお話がございましたから協同組合のそうした事業の貸倒れの状況なり何なりといふもの、或いはそれと所得との関係、そういうふうなものをもう一遍検討した上で、最後の結

○小林政夫君 この税額控除の、これは前からあることで今改めて質問するということもおかしいのですけれども、不具者控除、老年控除、寡婦控除、勤労学生控除、こういうようなものがおおむね同額ですね。これは同額でいいんですか。

応にお話になりました幾つかの控除、一応取上げられますものとしてはお断り。劣者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除、この四つが大体同じような扱いになっておるわけでございますが、これはまあ正直申しまして、何を標準にしてどれくらいの控除をするか余り本当に数字的に割切つてこれをジャスティファイするようなものは、ちよつとなか／＼見付けにくいのじやないかと思ひます。現在は税額控除にし

割除除でございまして、税法が複雑になつた点もございまして、税額控除にしておきましたほうが割合に所得割除にしておきました場合に比べて、と、所得額が低い人にフエイヴァーが余計行く。そういう点も考慮いたしまして、税額控除にしまして、現在では原則といたしまして、四千元と、まあ我々もいろいろ税法を変えます場合におきましては検討してみるのでございますが、特にこれを区別するというものもな

つきり是非これがこうであるのが正しいというほどの理由もつきませんもの
ですから、一応従来から一緒になつて
おるから、特にこれを区別する理由も
ないから一応このまま、まあイージー

のでございますが、特にどれかを抜き出して一応上げ或いは下げるというののも余りはつきりした根拠もないのだ、こういうふうな考え方から四千円で一応一律になっておるといふわけでございます。

○小林政夫君 寡婦控除について少し

ね、そういう意見がかなり最近出つつあるということを お含みおき下さい。

それから先ほど最初に説明してもらった予定納税制度で、これに変わったことによつて、徴税当局、あなたのほうの徴税当局のほうの手数はどうですか、あなたの方の見解では簡易化されたと思われるか、或いは殖えたと思われるか、いろいろ考えられると思いますか……。

ら先に申しますと、大体十五日くらいの手数が節減できるのじやないか、十五日という、要するに税務署の収税官吏がずつとまあ月二十五日といいますが、平均的に働いている、それを平均しての話でございますが、その手数が、まあ一月に二十五日、十二月分とすれば三百日働いているというような考え方で、日数で以て大体手数を計算して参りますと、所得のほうの関係、

おりますが、その人々の手数でありまして、税務署の全員とはちよと違います。所得税の係りの者の手数が大體十五日くらい、これで浮くんじやないかと。その人々の手数でありまして、税務署の全員とはちよと違います。所得税の係りの者の手数が大體十五日くらい、これで浮くんじやないかと。

す仕事は、前年の確定申告を基にしまして税額を御通知申上げる、こういうことになります。それから別途これは、国税庁としては七月になりましたから納付書でございますね、税の納付書をお送りしたほうがいいんじゃないか、こ

すればこれは税法上の納税告知書とは違いますが、納税者としてはそこで注意が喚起されますし、同時に自分が一書くことについて或る程度の手数も省かれる、まあこういう仕事を今度の制度ではとるべきじやないかと考えております。その代り省かれます仕事が、従来の予定申告を出して頂く仕事がなくなくなるわけであります。まあ予定申告を全然今年の新しい立場で申告

いから今のような制度になつたわけはございしますが、これですと相当に意味があるのではないかと、前年の実績を下つてはいかんと言いますと大前年の実績のままで実に出る申告が大部分、併し実はそのために相当の手数を要するわけでございます。同時にその申告が出ませんと現在の制度でございしますれば、扶養控除はできないとか、やれ何控除はできない、まあ控除をするために税務署が申告を出しても

というように、今までの、実はなつてしまふわけでございまして、予定納税の制度のためこれがまあ何のために今のような制度でございましてと出さなければならぬかという感じが片方にあり

ために宣伝の意味の講演会もやりま
たり、或いは又具体的に相当の指導を
やる、税務署でおいで願つては、まあ
代書役のような仕事までしている、こ
ういう仕事が一応省かれるわけでござ
いまして、あとはまあ減額申請の問題
とか、そういう点は従来もございまし

仕事は変わりませんが、予定申告を遡越するという仕事はこれは一応省かれますので、税額計算とは別な仕事は殖えますが、そのような意味からしまして、大体所得税係りでもつて十五日くらいの手があくんじゃないだろうか、これは調査の充実のほうに廻して行きたいと、かように考えております。

○小林政夫君　これは人間のやることだから間違いないとは言えないのですけれども、二十二条でしたか、あれ

ね、その計算が一時所得たかというようなものを含除する。前年度通りなら問題は無いが、多少引下をやつたり加えたりするということをやつたりと納税者側の計算と税務署の側の計算と違ふ。併しこれはつぎ合はせればすぐわかる。そういう修正は快くスムーズに應ずるということでしょうね。

○政府委員(渡辺喜久達君) その点はもう私は当り前のことだというふうに考えております。いろ／＼御心配がご

○小林政夫君　それから先だつての議論でも、あらかじめそういうことのないように国税庁を通じて注意して行きたいと思つております。

法の第三条の五の例の証券投資信託の収益に対する課税の問題ですが、これが収益の三分の二を配当所得として課税する、こういうことになるので、私はこれは実質的に証券投資信託者の税負担の軽減だろと思うのだけれども、その点があなたの説明だと必ずしも

すかね。

○政府委員(渡辺喜久造君) 現行制度でございまして、一応全部配当に見まして、そうして課税を行く。それで信託が終了したときに精算を完了しております。ただ精算をした場合に、あとのほうでもつて納める税金が比較的多くて、差引く場合はこれほもういいのですが、前のほうでもつていささかとり過ぎになつていたといひますか、最後の機会には、むしろ精算し

の意味の計算であれば還付しなすべきや
らなかつたかもしれないという規定に
実はそういふ場合に返すという規定が
現在ないので。従いまして現在はその
の意味からしますと、精算の観点から
いえば、とり過ぎになつてゐるわけだ
ですが、それを今度は一応三分の二とい
うことで前のほうでもつてとり方を減
らしますから、とり過ぎになるのはま
あ殆んど考えられない。前はとり過ぎ
になつてゐた、今度はとり過ぎになら

と、それは転落になるという見方もあり得るかと思いますが、実はそのとり過ぎになること自体がいささかどうかということが考えられますので、まあとり過ぎにならないことを目途

にしまして、三分の二という線を出して見たわけでございます。従来との比較におきまして、とり過ぎにならないで、従つて返すものがないといった場合であれば、今度の場合と負担は実は変わらないわけがあります。従来まあとり過ぎになつていたという事例があり、それが一応前提とされますれば、今度はとり過ぎになるような事例がないということのゆえに、まあ負担が軽くなつたといへば言うべきものと思ひますが、併しとり過ぎをなくしようという方向に進んでいるのでございますから、別に特にそこにフエイザーを与えたというわけのものとは言えないんじゃないかと、かように考えております。

○小林政夫君　そういう意味のあれもあるでしょうし、それからこういうことの場合にはどうなるのか。株の上昇期はまあこれでいいとして、下降期においてはまあ極端に言えば全部の証券投資信託の収益というものが配当所得ということがあり得ると思う。それにもかかわらず、三分の一、これはどうですか。

○政府委員(渡辺喜久造君)　確かに上昇期と下降期と或る程度違います。従いまして下降期におきまして、殆んどむしろ譲渡所得のほうは零或いはマイナス、まあこういうことがあり得るわけですが、結局投資信託は大体二年が普通の姿でございます。まあ二年の間に、ですから初年度におきましては、そういうことになりました。次年度において精算ができますから、次年度において、その利益の全部が配当であるということになれば、初年度にとり足りなかつた分を全部そこで以て

とり戻すわけでありまして、まあ期間も二年でございますので、景気の変動で或いは無理な場合もできません。し、逆な場合もできません。が、まあその程度のことは考えていいんじゃないだろうか、とり過ぎになるというのもしささか感じが我々も工合悪うございますので、二年というのがまあ現在の投資信託の普通の姿でございますから、結局翌年度に精算されるという程度であれば、特にそうした景気の下降期というようなことを考えましても、まあ許され得る制度ではなからうかと、かように考えております。

○委員長(大矢半次郎君)　本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十一分散会